

安全の手引き

平成11年7月 作成

平成25年1月 改訂

平成26年1月 改訂

平成27年2月 改訂

平成28年2月 改訂

平成29年2月 改訂

平成30年2月 改訂

平成31年1月 改訂

令和 2年3月 改訂

在ハガツニャ日本国総領事館

はじめに

この「安全の手引き」は、グアム島に在住されている在留邦人の皆様及びグアム島に滞在されている皆様が安全に生活するための基礎的な情報を提供することを目的として作成したものです。

当館では、平成11年7月に「安全の手引き」という小冊子を作成して以来、在留邦人の皆様方に配布してきましたが、近年のネット環境の充実などに鑑み、更に多くの方々に広く読んでいただくことを目的として当館ホームページに掲載し、必要な方にはダウンロードしていただくという方法をとることと致しました。今回は昨年に改訂した内容を更に充実させました。是非、生活の上で参考にして頂ければと考えております。

今後も、皆様方のご意見を頂きながら、より使いやすく、便利なものに改善して行きたいと考えております。

なお、当館では、皆様の安全な滞在のために最大限の協力をさせていただきますので、事件・事故等でお困りの際は、お気軽にご相談下さい。

目次

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え
2. グアムの治安情勢
3. 防犯のための具体的注意事項
 - (1) 住居における防犯（空き巣・強盗）対策
 - (2) 外出時の留意事項
 - (3) ひったくり・置引き対策
 - (4) 車上狙い対策
 - (5) 性犯罪対策
 - (6) 違法薬物について
4. 被害を受けた場合の対応
 - (1) 窃盗被害
 - (2) 暴行・傷害・強盗被害
5. 過去の邦人被害例
 - (1) 日本人観光客の主な犯罪被害
 - (2) 日本人観光客の事故例
 - (3) 日本人観光客が犯罪加害者となった例
6. 交通事情と事故対策
 - (1) 日本人観光客の交通事故例
 - (2) 事故の特徴
 - (3) 平素からの注意点
 - (4) 事故に遭った時の措置
7. テロ・誘拐対策

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方
2. 台風
 - (1) グアム島の台風
 - (2) 台風情報
 - (3) 台風対策
3. 地震
4. その他緊急事態

第3章 医療衛生

1. 医療衛生事情
2. 病気・怪我の措置

3. 予防接種

第4章 その他

1. 当館開館時間

2. 領事窓口受付時間

3. 主な領事事務手数料

4. 在留届

5. 管海事務

6. 海外子女教育

7. 在外選挙制度

8. 運転免許証関係

(1) グアムの運転免許証

(2) 日本に帰国後の運転免許証の取扱い

(3) シートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務について

9. 緊急連絡先一覧

別添. 防犯マップ (タモン地区, タムニング地区)

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

日本は世界の中でも治安の良い国と言われていています。それ故に日本での生活に慣れ親しんだ皆様方が海外で生活をされる際には、予想もしない事件や事故に巻き込まれるケースが非常に多く見受けられます。海外では、日本国内とは異なった危険が待ちかまえており、皆様は常に事件や事故と隣り合わせの環境にいてと言っても過言ではありません。海外で生活をされる際には、皆様方一人一人が海外の現地情勢に合った「知識」と「意識」を持ち、自ら安全対策を講じることが何よりも大切です。

(1) 多額の現金、貴重品は携行しない

海外では、日本人は多額の現金や貴重品を持っているという先入観を持たれており、財産犯罪のターゲットにされるケースが多くあります。外出される際には、なるべく単独での行動を避けるとともに、多額の現金や貴重品は携行せず、高額の商品を購入する際には、小切手やクレジットカードで支払うなどといった工夫をすることにより、犯罪に遭わないよう自ら安全策を講じて下さい。

(2) 犯罪にあってもできるだけ抵抗しない

注意はしていても、犯罪に巻き込まれることがあります。海外では犯罪者の多くが凶器(刃物、拳銃等)を所持しています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶことが多く、一見単独であるかのように見えても、近くに仲間がいる可能性があります。特に、強盗に遭った場合、犯人の要求を頭ごなしに拒むと犯人を苛立たせてしまい、生命の危機に立たされる可能性が高くなります。万が一、皆様が犯罪の被害者となった場合には、生命の安全を第一に考え、犯人の要求にできるだけ抵抗しない態度を示すことが必要です。

(3) 見知らぬ人を安易に信用しない

ちょっとしたきっかけで知り合った人の表向きの優しさに対するちょっとした気の緩みから、事件の被害者(詐欺、強盗等)になる場合があります。手口は多種多様で非常に巧妙です。この種の被害に遭わないためにも、安易に相手を信用せず、少しでも「怪しい」と感じたら、ためらわず「ノー」と断り、被害に遭わないよう常に心がけて下さい。

2. グアムの治安情勢

グアムの治安は、日本国内の治安に比べて決して良いとは言えません。グアム警察の発表によると2018年のグアム島内における全犯罪認知件数は9422件で、全体の件数は減少傾向にあるものの、その内訳を罪種別にみると、暴力犯罪や飲酒運転違反の件数は増加傾向にあること、全犯罪認知件数の約半分が窃盗罪であることなどの特徴が挙げられます。犯罪認知件数の多い順に見ると、窃盗罪、強盗、自動車盗、傷害、強姦、殺人と続いており、グアムではこうした犯罪に巻き込まれる可能性が高いと言えます。その他にも薬物犯罪も多く発生しています。

したがって、このような犯罪が実際に発生しているということを十分認識し、防犯意識を高めることにより、犯罪被害に遭うリスクを少しでも回避できるよう平素より防犯対策に心がけて下さい。

過去6年間の主要犯罪の統計（グアム警察から入手したデータ） 単位：件 ※2017年以降は未発表

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
殺人事件	6	3	8	7	8	3
強盗事件	67	96	145	131	124	79
強姦事件	151	107	106	118	160	103
傷害事件	327	258	401	294	400	156
窃盗事件	3,795	4,409	4,519	3,812	3,693	3,741
薬物事件	221	293	271	369	477	494

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居における防犯（空き巣・強盗）対策

犯罪はいつ、どこで発生するか分からず、決して「自分だけは大丈夫!」とは言い切れません。万が一のための注意を常に行っておきましょう。

ア 玄関扉

鉄製扉、ドア・スコープの設置、チェーンロック、二重施錠など自宅の入口を強固にすることは防犯対策の基本です。頑丈で、且つ、来訪者を確実に視認できる扉の設置を心がけましょう。なお、ドア・スコープで相手を確認するため、玄関口には電灯を設置した方が良いでしょう。

また、在宅時を含めて短時間の外出であっても確実に施錠しましょう。

イ 窓

特に1,2階等の低層階は人の出入りが容易となりますので窓には鉄格子の設置をお勧めいたします。また、3階以上の高所であってもベランダ、外階段伝いに不審者が侵入する恐れもあります。窓やバルコニー部分はず必ず施錠し、付近に足場となる様な物を置かないで下さい。

ウ 訪問者

来訪者には安易にドアを開放せず、まずドア・スコープで相手を必ず確認し、確認出来ない場合は声を掛けて下さい。

エ 近隣者など

普段より近所付き合いなどを通じ、皆様の住んでいるコミュニティーを把握しておくことが大切です。

オ 長期間留守にする場合

- ・各所の施錠、火の元の点検を確実に行う。
- ・隣近所の親しい人に頼み、時々見廻ってもらう。
- ・貴重品の保管を確実にを行う。
- ・大金は自宅に保管しない。

カ エレベーター

普段見かけない人が同乗する場合はその人に先に行ってもらい、次のエレベーターを待つことも良いでしょう。エレベーターは「密室」となることから注意を要します。

キ 番犬

一戸建の住居には番犬が効果的です。

ク 鍵の管理

万が一、鍵を紛失したときには信頼できる会社に依頼して、早期に錠前を交換することをお勧めします。

(2) 外出時の留意事項

ア グアムにおける銃砲所持は許可制ですが、日本ほど銃の規制が厳しくありません。従って、グアムでは銃を用いる犯罪も少なくなく、実際日本人観光客が被害に遭う事件も発生しています。これら犯罪に使用される銃は、未登録銃（許可期限が切れているものを含む）や盗まれた銃が使用されることが多いようです。日本とは違い、犯罪には銃が容易に使用される可能性があることを念頭に置いて下さい。

イ 多額の現金は持ち歩かない。旅券、グリーンカードなどは自宅の安全な場所に保管し持ち歩かない。旅券はコピーを持ち歩く方が安全です。高額のお買い物、支払いをされる場合には、デビットカードや小切手、クレジットカードの利用が便利です。

ウ 見ず知らずの者の自動車には安易に同乗しない。また、路上などで声を掛けられても不用意な対応をせず、不審点や恐怖心を感じたら近くににいる人に助けを求める。

エ オプションツアーに参加する場合は、事前に送迎時間、送迎方法、行き先等について確実に聴取するとともに、送迎スタッフの身分を確認する。

オ 人通りの少ない場所や深夜、暗がり等での単独行動を避ける。

カ 派手な服装や装飾品などを慎み、目立たない行動をする。

(3) ひったくり・置き引き対策

ア 歩行中は背後から来る自動車やオートバイにバッグをひたたくられないよう、できるだけ車道から離れる。また、車道側にはバッグを持たない。ショルダー・バッグは、たすき掛けで携行する。但し、ひたたくられた際に身体を引きずられる恐れもあるので注意する。

イ ホテルや空港、ビーチでは所持品から目を離さない。特に、グアムではビーチでの置き引き被害が多発していることから、ビーチに荷物のみを残したまま海に入ることは避ける。このほか、ホテルや空港のカウンター等で手続をする際には、腕や脚で挟むよう習慣づける。

(4) 車上狙い対策

ア 乗車時には各ドアを施錠する他、短時間であっても駐車時の施錠を必ず行う。

イ 外から見える場所やトランク内に財布や旅券を入れたバッグ、ビデオ、カメラ等の貴重品はもとより、一切物を置かない。例えゴミ袋であっても貴重品と思われる恐れがあります。

ウ 暗がりや人通りの少ない場所に駐車しない。

エ 路上駐車はなるべく避け、所定の駐車場に駐車する。

オ 鍵のコピーを作られないよう注意する。

(5) 性犯罪対策

ア 人気のない場所には単独では近付かない。

イ 夜間の不要な外出は避ける。仮に外出する際には必ず複数で行動し、肌の露出した服装は避ける。

ウ 声を掛けられても気軽に会話をしたりせず、誘われても絶対付いて行かない。また、見ず知らずの者の車には絶対に同乗しない。

エ 部屋をノックされても先ず覗き穴から相手を確認し、見知らぬ訪問者であればドアを開けずに応

対し、ドアを開ける場合でもチェーン錠を外さないように心掛ける。

オ 過度の飲酒は控える。

カ 待ち伏せ、尾行など身に危険を感じた場合には、ホテルやコンビニエンス・ストア、ガソリン・スタンドなどに逃げ込み、助けを求める。

(6) 違法薬物について

2019年3月グアム議会は、大麻（マリファナ）の一般使用を合法化する法律を可決し、一定の制限を設けた上で、大麻（マリファナ）の一般使用を認めました。同法案成立直後は、2020年春頃を目処にその使用可能範囲の対象をグアム島居住者だけではなく、旅行者等の短期訪問者へも広げるとされていましたが、2020年2月現在、そのための規制や制度はまだ構築されておられません。そのため、現在でも大麻（マリファナ）の個人間譲渡及び売買は合法化されておられません。旅行者等の短期訪問者の方が誤った情報を元に大麻（マリファナ）に触れることがないようにしてください。また、米国連邦法において、大麻（マリファナ）は依然として違法薬物として定められています。故意過失問わず、仮に大麻を所持したままグアムを出国しようとし、空港において国土運輸保安庁（連邦政府機関）による保安検査で発見された場合は、米国連邦法違反として、裁きを受けることになります。また、大麻（マリファナ）以外の薬物（覚醒剤等）についても、グアムでは氾濫している状況が見られますが、これらの薬物には決して手を出さないよう十分注意をお願いします。

4. 被害を受けた場合の対応

発生する事件によって、その対応は異なりますが、ここでは二つの例を挙げて基本的な対処要領を例示します。

(1) 窃盗被害

ア 被害箇所及び犯人の遺留物に手を触れることなく被害時の状態を保ち、警察に通報する。

イ 犯人を目撃した場合は、追尾するなどの行動は取らず、被害時の状況や犯人の特徴をできるだけ把握する。

ウ 自宅や自動車の鍵が盗まれた場合には、直ちに信頼できる業者に鍵の交換を依頼するなどして、二次的被害の防止に努める。

エ カード類が盗まれた場合には、直ちにその発行元に通報し、カードが使用出来ない様にする手続きを行う。

オ 旅券が盗まれた場合、グアム警察署又は交番にて盗難届を提出し、発行された盗難届受理証明書を持って総領事館で旅券再発給（早急に帰国の必要がある場合は渡航書）の申請を行う。

(2) 暴行・傷害・強盗被害

上記(1)窃盗被害に列挙したもののほか、

ア 負傷者がいる場合は、直ちに救急車を要請する。

イ 目撃者がいる場合は、警察への協力を依頼する。

※ 総領事館では、被害の実態を把握し、必要に応じ警察当局への連絡や日本の家族・関係者への連絡などの援護措置を行いますので、速やかに当館にご連絡下さい。

5. 過去の邦人被害例

(1) 日本人観光客の主な犯罪被害例

ア 強盗

- ・午後2時半ころ、ビーチにおいて女性2名が突然男にバッグを奪われたため、奪い返そうとしたところ、男にナイフで脅された。被害者に怪我はなかったが、男はバッグを盗み逃走した。
- ・午前0時ころ、女性3名がタモン地区のビーチを歩いていたところ、現地人と思われる男2名にナイフ等で脅され、バッグを強奪された。被害者に怪我はなかった。
- ・午前0時ころ、ホテルロードにおいて、男性2名が白人男に刃物で脅され、ウエストポーチを強奪された。
- ・午後1時半ころ、男女2名がレストラン脇の道を抜けてビーチに出ようとしたところ、男に道を塞がれナイフで脅された。男は、ナイフでショルダーバッグの紐を切りバッグを強奪。被害者に怪我はなかった。
- ・午後8時30分頃、日本人の女性観光客数人が、タモン地区の人気のない道路の歩道を歩いていたところ、ガンビーチ方向から近づいてきた乗用車の助手席から男が降りてきて、拳銃を突きつけバッグを渡すように強要した。男はバッグを無理やり奪い逃走した。観光客にけがはなかった。
- ・夜間、女性旅行者が免税店からホテルに戻る途中、凶器を所持した男数名にバッグを強奪され、中に入っていた旅券を奪われた。
- ・午後3時頃、女性旅行者2名がレンタカーにて恋人岬に向かう途中、道に迷い車両を停車させていたところ、近づいてきた1台の乗用車から降りてきた男が突然、女性らが乗る車両のドアを開け、車内からバックを強奪し逃走した。

イ 傷害

- ・午後11時頃、男性旅行者2名がタモンビーチにて夜空を眺めていたところ、バックが盗まれていることに気づき、近くに類似したバックを所持し、立ち去ろうとする男がいたため、追いかけたところその男から殴る蹴るの暴行を加えられ、打撲、裂傷等の傷害を負った。

ウ ひったくり

- ・午後10時頃、女性旅行者2名がK マートでの買い物の帰り道、ホテルロードを歩いていたところ、後方から近づいてきた車両が急停車し、車内から降車してきた男1名が女性のバックを引ったくり、車両にて逃走した。
- ・午前11時頃、女性旅行者2名がタモントレードセンターで写真撮影を終え、ホテルロードに出ようと歩いていたところ、後方より近づいてきた乗用車の運転手が追い抜き際に車内から手を伸ばし、女性のバックを引ったくり逃走した。
- ・午後8時ころ、女性2名がホテルの敷地内を歩いていたところ、駐車場付近から覆面を被った男2人組が突然現れ、バッグを強奪された。
- ・午後7時50分頃、マイクロネシアモールのバス停留所で座って待っていたところ、二人組の男にいきなりバッグをひったくられそのまま逃走された。
- ・午後5時頃、女性旅行者がK マート店舗入り口近くにあるバス停留所において、バスを待っていたところ、駆け寄って来た男1名にバックをひったくられた。

エ 置き引き

- ・空港内でバッグから目を離した隙に、バッグごと無くなっていた。
- ・ホテル内プール入口に荷物を置き10分ほど目を離した隙に、荷物が盗まれていた。
- ・屋外バーベキュー会場において、置いていた荷物を盗まれた。

- ・ホテルの共同トイレにカバンを置き忘れ、数分後に戻ったが盗まれていた。
- ・スーパーマーケットにて買い物中に、カートに置いていたバッグを盗まれた。
- ・イパオビーチで海水浴中に、置いていたバッグが盗まれていた。
- ・タモンビーチに荷物を置き、少しの間離れ戻ってみると荷物が盗まれていた。
- ・ホテルのプールサイドに荷物を置き、少し離れて戻ってみると荷物が盗まれていた。
- ・ゴルフ場でプレー中、カートに置いていた貴重品が盗まれていた。

オ すり

- ・男女5名でビーチに座っていたところ、数名の現地人に「写真を撮ろう」と言われ、半ば強制的に写真を撮らされた。その後、2名の財布が盗まれていたことに気が付いた。
- ・ホームセンター内でいつの間にかバッグのチャックが開けられて、貴重品が盗られた。

カ 空巣

- ・ホテルの部屋に貴重品を置いて外出している間に空き巣に入られ、貴重品を盗まれた。
- ・一戸建ての住人が就寝中、何者かが建物内に侵入し、目を覚ました住人とはち合わせ、住人が騒いだことから、侵入者は何も奪わずに逃走した。

キ 車上ねらい

- ・女性3名がレンタカーで島南部を観光中、セラベイ展望台駐車場において車を駐車し、5分後戻ったところ、車内からバッグが盗まれていた。
- ・午後4時頃、旅行客がレンタカーにてアプガン砦を訪れ、車両を駐車場に駐車し、車内にバック等の貴重品を残したまま見学に行き、数十分後、車に戻ったところ、窓ガラスが割られ、車内からバックが盗まれていた。
- ・イパオビーチ駐車場に駐車していたレンタカーの窓ガラスを割られ、トランクに入れておいた荷物が全て盗まれた。
- ・セッティベイ展望台に駐車していたレンタカーの窓ガラスが割られ、車内に置いていた貴重品が盗まれた。
- ・アサンビーチ公園に駐車していたレンタカーの窓ガラスが割られ、車内に置いていた荷物を盗まれた。
- ・ニミッツビーチ駐車場に駐車していたレンタカー内からバッグを盗まれた。
- ・ガンビーチ駐車場に駐車していたレンタカーの窓ガラスが割られ、車内に置いていた荷物を盗まれた。
- ・イーストアガニアビーチに駐車していたレンタカーの窓ガラスが割られ、トランクに入れておいた荷物が盗まれた。
- ・リティディアンビーチ近郊のビューポイントで、車を停車し5分ほど車から離れた間に車の窓ガラスを割られ、バッグを盗られた。
- ・午前11時頃、グアム島南部イナラハン海水浴場をレンタカーで訪れ、車内にバック等の貴重品を残し、海水浴をしていたところ、車の窓ガラスが割られ車内からバックを盗まれた。
- ・午後1時頃、アガットケーブ近くにレンタカーを駐車し、トレッキングに行っていたところ、車の窓ガラスが割られ、車内からバック等の貴重品が盗まれた。
- ・午後2時頃、マーボケーブ近くにレンタカーを駐車し、トレッキングに行っていたところ、車の窓

ガラスが割られ、車内からバック等の貴重品が盗まれた。

ク 自動車盗

・タンギサンビーチ駐車場にレンタカーを止め、ビーチに荷物を置き遊泳し戻ったところ、停めていたレンタカーが盗まれていた。ビーチに置いていた荷物を確認したところ、入っていたレンタカーの鍵だけが盗まれていた。

(2) 日本人観光客の事故例

ア ジェットスキー中に転倒し、当地病院に搬送された。内臓損傷の為、緊急手術が行われた。

イ ダイビング終了後にボート上で体調が悪くなったため病院に移送され入院した。

ウ タモン湾で海水浴中に溺れ、病院に搬送された。

エ 遊泳中に高波にさらわれた。

オ 裸足でビーチを訪れ、鋭利なサンゴを踏み、足裏に裂傷を負った。

カ バーで酒に酔い、併設されていた浅瀬のプールに飛び込み、頭部を強打し、頸椎損傷の重症を負った。

(3) 日本人観光客が犯罪加害者となった例

ア 邦人旅行客が空港内入国審査場で他の客と揉め事になり、酒に酔った状態で相手を押し倒したとして暴行罪で逮捕された。

イ 深夜、邦人観光客が飲酒運転で逮捕され拘留された。

ウ グアム空港内にて、酩酊状態だった邦人観光客が空港職員に抵抗したとして公共における酩酊及び暴行罪で逮捕された。

エ グアム空港内にて、免税店で商品を万引きして逮捕された。

オ 飲酒后、酒に酔った状態で商業施設を訪れ、女性店員の胸を触る等の痴漢行為を行い逮捕された。

カ 深夜クラブで知り合った女性を滞在先ホテルに誘い、性的行為に及んだところ、性的暴行罪で通報され逮捕された。

キ 酒に酔った状態でお土産店を訪れた際、女性店員の胸を触り、性的暴行罪で逮捕された。

※その他犯罪加害者等にならない為に

当事者は単なる夫婦喧嘩や家族、友人間の言い争いのつもりでも、周囲にいる住民が暴力行為として警察に通報すれば、事件として立件されることとなります。逮捕された場合には、弁護士、通訳費用等、多額の出費が必要になりますので注意が必要です。

6. 交通事情と事故対策

(1) 日本人観光客の交通事故例

・当地観光中の男性がレンタル3輪バイクで走行中、運転操作を誤り立木に衝突した。

・ホテルロードの横断歩道上にて、観光客が信号無視した車に轢かれて重傷を負った。

・ホテルロードの交差点において、左折する際、直進用の信号機の色を見て青色と判断し、左折したところ、対向から直進してきた車両と衝突した。

(2) 事故の特徴

ア 雨の日のスリップ事故、スピード・飲酒運転等に起因する運転操作ミスによる事故が多い。

- イ 朝夕の通勤時間・深夜・ホリデーシーズンに事故が多い。
- ウ 交通量の多いデデド、タムニング、ハーモン、タモン及びハガッニャ地区での発生が目立つ。
- エ 事故の原因は、車間距離不保持、信号無視、一時不停止及び速度超過が多い。
- オ なお、飲酒運転の検挙者数は年々増加している。

(3) 平素からの注意点

ア 歩行者

- ・車優先社会、歩行者のために停止してくれる車は少ないと考えるべき。
- ・速度超過運転などが多いので、むやみに車道を横断せず、信号のある交差点や横断歩道を渡る。
- ・歩行者用信号機がある交差点でも、右折して進入してくる車には注意する。当地では、車は赤信号でも右折することが可能です。
 - ・街灯が暗い場所が散在していることから、夜間の歩行には十分注意する。また、可能であれば蛍光塗料の反射標を身に付け、自分の位置を明らかにするなどの事故防止に心掛ける。

イ 運転者（同乗者を含む）

- ・お酒を飲んだら車は絶対運転しない。（飲んだ人に運転させない）
- ・スクールバスの停車中（停車ランプが点滅し、「STOP」合図板が出る）は、反対車線であっても車を停止させる。
 - ・右側通行など日本と違う交通ルール、道路標識・表示に注意する。
 - ・白っぽいアスファルトは、サンゴが混入する滑りやすい道路なので、降雨時など路面が濡れている時は、より慎重な運転を心掛ける。

(4) 事故に遭った時の措置

交通事故は、誰もが遭遇する可能性がありますので、事故に遭った場合には、落ち着いて対処することが肝要です。また、不用意な発言や態度は慎み、安易な示談に応じることなく警察に通報して下さい。

以下は、交通事故現場での対応の一例です。

- ① 警察への通報を行う。（9 1 1 番）
- ② 負傷者がいる場合は、救急車を要請する。（9 1 1 番）
- ③ 相手が逃走した場合、車のナンバー、逃走方向、色や型、運転手の特徴や乗車人員、事故発生時刻や場所及び状況などを警察に通報する。
- ④ 運転免許証などから相手の氏名や連絡先のほか、勤務先、免許証番号、車のナンバーなどを控える。
- ⑤ 車は事故発生時の状態を保つ。その際、停止表示板を車の後方に置くなどして、二次的事故の発生の防止に心掛ける。
- ⑥ 警察官による調書の内容がよく理解出来ない場合、通訳を呼ぶなどしてその内容を確認するまでは署名しない。
- ⑦ 保険手続などのために警察から（事故取り扱いの）ケースナンバーをもらう。
- ⑧ 担当警察官の名前、連絡先を聞いておく。
- ⑨ 加入している保険会社に通報する。
- ⑩ 少しでも身体に異常を感じた場合、速やかに医師の診断を受けて診断書を入手する。

7. テロ・誘拐対策

これまで当地において、テロ事件及び外国人を標的とした誘拐事件は発生しておらず、現在のところ、日本人・日本権益を標的としたテロ・誘拐の危険性は低いと見られています。しかし、当地では米軍関係者が多数在留していることから、多人数が集まる場所を狙った無差別テロを含めテロの可能性は否定できません。

テロの標的になる可能性のある場所（米軍関係者の多数集まるホテル、レストラン等）では注意が必要です。大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意を払い、テロ現場では時間差で爆発が起こる可能性があるため、すぐに現場から離れる等テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう十分注意が必要です。

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方

当地はミクロネシア近海で毎年連続して発生する台風の通過点となることがしばしばあるほか、太平洋プレートがフィリピン海プレートの下にもぐり込んでいるマリアナ海溝直近に位置していることから、台風や地震等の自然災害に遭遇する可能性が極めて高い地域です。このような自然災害の発生を事前に予測することは不可能であることから、平素から発生に備え、また、発生したときにどのように対処するかを考えておくことが重要です。

2. 台風

(1) グアム島の台風

グアム島は、ミクロネシア近海で発生した台風の通過コースに位置するため、毎年6月頃から12月頃にかけて台風の影響や襲来を受ける傾向があります。

グアムでは、風速74マイル以上（秒速約34メートル）以上の台風をタイフーン、風速73マイル以下の台風をトロピカル・ストームと言います。過去（2002年）、グアム島では大型台風が直撃し、全島で甚大な被害を受けたことがあります。その時の台風では最大瞬間風速110マイル（175km/h）の暴風が吹き、駐車中の車を横転させるほどの威力でした。日本でも台風の影響や襲来はありますが、それと比べ、グアム島近海で発生する台風の勢力や影響が異なることを理解し、以下の点にご注意下さい。

ア「台風接近時」

台風による被害が予想される場合、グアム政府当局から、避難指示・避難準備等の警告が発表されます。下記（2）台風情報から最新の情報を御確認下さい。

また、台風の季節には、日頃から天気予報などで気象情報を収集して台風に備えると共に、日頃から台風対策を講じておく（下記（3）参照）必要があります。また、家を探す際には、台風シャッター付きの家屋が望ましい。

イ「台風襲来時」

- ◇ 屋内ではなるべく窓から離れる。
- ◇ 台風に関する情報をラジオ、テレビから収集する。

- ◇ ガスの元栓を閉め、電力の消費をなるべく抑える。
- ◇ 台風の「目」の通過後、風がおさまったからといって安心せず、家の中で待機し、台風の吹き返しに備える。

ウ「台風通過後」

- ◇ 倒れた電柱の電線や樹木など被災地域には近付かない。
- ◇ 緊急の場合を除き、電話の使用は控える。

(2) 台風情報

ア ケーブルテレビ「3」チャンネルによる天気予報（24時間）

- ・GTAケーブルテレビ「3」チャンネル
- ・ドコモパシフィックケーブルテレビ「2」チャンネル

イ 電話による気象情報「211」（ナショナルウェザーサービス提供24時間）

- ・ナショナル・ウェザー・サービスのウェブサイト <http://www.prh.noaa.gov/guam/>

ウ グアム・ホームランド・セキュリティ～台風接近時の英語情報（24時間）

- ・電話: 475-9600
- ・グアム・ホームランド・セキュリティのウェブサイト <http://ghs.guam.gov/>

エ ラジオ

AMラジオ570（K57局）、AMラジオ630（Isla630）、AMラジオ801（KTWG）FMラジオ93.9（I94局）、FMラジオ95.5（KSTEREO）FMラジオ102.9（KISH102.9）

オ ニュースメディア

- ・パシフィック デイリー ニュース（PDN）電子版 <https://www.guampdn.com/>
- ・グアム デイリー ポスト（POST）電子版 <https://www.postguam.com/>

カ 総領事館からの情報はホームページ、メール（在留届に記載されているメールアドレス及び「たびレジ」登録者宛）、SMS（緊急時のみ。短文テキスト。返信不可）にて適宜配信します。

なお、上記ラジオ局や当館からの情報は、ナショナル・ウェザー・サービス、グアム・ホームランド・セキュリティ等から提供される情報に基づいています。

(3) 台風対策（災害による停電や断水に備える）

ア 缶詰やインスタント食品などの非常食や飲料水を確保する。

イ 植物などを屋内に移動し、必要に応じて家財道具を補強する。

ウ 台風シャッター等によりドア、窓ガラスを補強する。

エ 車の燃料を満タンにする。オ ラジオや懐中電灯、乾電池、ロウソク、携帯用ガスコンロなどを確保する。

（※ロウソクやガスコンロ等の火の元の使用時には火事や換気に注意して下さい）

カ 携帯電話機等の事前に充電できるものはフル充電しておく。

キ バスタブ、バケツなどに水を溜める。

ク 紙製食器を準備するなど「節水対策」に努める。

ケ 救急医薬品を確保する。

コ ジェネレーター（発電機）の設置

なお、台風接近直前になると、スーパーなどの商店では行列ができ、商品が品切れ

になることがある為、日頃からの備蓄を心掛けましょう。

3. 地震

グアム島付近には幾つかの海溝があり、世界でも地震が多発する地域とされています。1993年8月、2002年4月及び2008年5月にはグアムで大きな地震が発生しています。

以下は、地震が発生した場合の注意事項です。

- (1) 建物の中で揺れを感じたら、机の下などに身を隠して揺れがおさまるまで待つ。
- (2) ショッピング・モールなど大きなガラスがある場所では、飛散したガラスで怪我をしないようにその場をすぐに離れる。
- (3) 映画館などでは出入口が狭く、人が殺到することもあるので、落ち着いて行動する。
- (4) 運転中に揺れを感じたら、安全な場所に車を停車させて待機する。
- (5) ビーチでは津波が発生する恐れがあるため、高い場所へ避難する。

・USGS（米国地質調査所）のウェブサイト <http://www.usgs.gov>

・U.S. Tsunami Warning System <http://www.tsunami.gov/>

4. その他緊急事態

テロ、誘拐、ハイジャックなどの大事件や大規模事故が発生した場合、当館では邦人の方々の安否の確認や避難誘導の他、当局から各種情報を収集し、事態を把握した上で必要な情報を当館ホームページ上や領事メール（在留届に記載されたメールアドレス及び「たびレジ」登録者への一斉メール）などで提供するなど最大限の対応を実施しますが、平素から緊急事態の発生時には如何に対応すべきか心掛け下さい。

なお、2017年8月の北朝鮮によるミサイル発射情勢をうけ、グアム市民防衛局では緊急時の対応指針をHPに掲載しています。

・ファクトシート（グアム市民防衛局による緊急時の対応指針）日本語訳掲載

<https://ghs.guam.gov/fact-sheet>

世界各国では常に国内情勢が変化しており、治安悪化の状況も懸念されていますので、わが国外務省が発出する広域情報や国・地域別渡航情報（危険情報、スポット情報）を下記ホームページ上でご覧になれることをお勧めします。

【外務省海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

渡航情報のうち危険情報として分類される内容には、文章の冒頭に次の4段階により危険性の目安が示されています。

- 『レベル1：十分注意して下さい。』
- 『レベル2：不要不急の渡航は止めてください。』
- 『レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）』
- 『レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）』

【緊急事態に備えてのチェックリスト】

(1) 旅券 (パスポート)

- 有効期限が、少なくとも6ヵ月以上残っているか?
- 旅券の最終ページの「所持人記載事項欄」に記載漏れはないか? (別途血液型の記載はあるか?)
- いつでも持ち出せる状態にあるか?

(2) 査証 (ビザ), グリーンカード

- 有効期限内であるか?
- いつでも持ち出せる状態にあるか?

(3) 現金のほか預金通帳などの有価証券, 保険証券, クレジットカード, 貴金属製品等の貴重品

- 家族全員がある程度生活できる現金があるか?
- いつでも入手, 持ち出し可能な状態にあるか?

(4) 自動車

- 整備はされているか?
- 燃料は十分あるか?
- 車内に懐中電灯や地図などがあるか?
- 車を持っていない人は, 近所の人の車に同乗可能か?

(5) 携行品

- 衣類の着替え
- 洗面用具 (タオル, 歯磨き, 石けんなど)
- 非常食

暫くの間, 自宅待機する場合も想定して, 米や調味料, 缶詰類, インスタント食品, 粉ミルクなどの保存食品及び飲料水を家族全員で1週間程度生活できる量を準備しておく。

- 医薬品
- ラジオ, 乾電池
- その他

懐中電灯, ライター, ロウソク, ナイフ, 紙製食器, 割り箸, 固形燃料, 簡単な炊事道具など

第3章 医療衛生

1. 医療衛生事情

- (1) グアム島の水道水は石灰質、カルシウム分が多いため、飲用には市販の飲料水を使用するのが一般的です。
- (2) 高温多湿であるため生鮮食品を中心に食品の管理には十分注意する必要があります。
- (3) 日頃から健康管理に気を配り、病気など早期発見、早期治療に努めましょう。
- (4) 大雨などの影響によりグアム各地のビーチがバクテリアに汚染されることがあります。新聞等にも頻繁にその情報が掲載されますので、参考にして下さい。

2. 病気・怪我の措置

グアム島の医療水準は日本のように安心してあらゆる治療が受けられる水準にはありません。特に高度医療になるほど現地での治療は難しく、脳内疾患や心臓疾患など重度の患者には対処することが困難です。そのため、精密検査や高度な手術等、より重大かつ長期治療が必要な場合には、日本に一時帰国して入院や集中治療を受けることが肝要です。ただし、一般の商用機に搭乗できない

傷病者をグアムから本邦まで緊急移送する場合、その費用は状況にもよりますが、2000万円前後の費用が見込まれます。費用の支払い確認ができるまでは、一刻を争う生命に関わる傷病の場合でも、移送は行われません。また無保険の場合は全額自己負担での費用工面となり、困難を極めます。万が一に備え、特に旅行者の方については年齢や滞在期間の長短に関わらず十分な保障が付いた保険（海外旅行保険）に加入することをお勧めします。また、日頃より健康維持に努めるとともに、定期的に人間ドックなどの健康診断を受け、健康状態をチェックされることをお勧めします。

<参考>

(1) 日本語での受診が可能なグアムの病院

「グアム旅行者クリニック」

電話：+1(671)647-7771 / +1(671)488-6500 FAX：+1(671)647-7773

住所：Tumon Bay Center unit 106 1051 Pale San Vitores Rd.

ホームページ：www.guamclinic.com (2) 医療通訳及びコーディネーター(日本語対応)

(ア) 「MAI」(Micronesia Assistance, Inc. / マイクロネシア・アシスタンス・インク)

電話：+1(671)649-8147 FAX：+1(671)649-8140

住所：590 South Marine Corps Drive, Suite 312

ホームページ：www.mauguam.com

(イ) 「J I S GUAM」(Japanese Interpreting Service)

電話：+1(671)482-1646 / +1(671)727-8808 FAX：+1(671)646-1642

ホームページ：www.jisguam.com

※受診にかかる費用や通訳費用等に関するご質問は、上記連絡先に直接お問い合わせ下さい。

3. 予防接種

グアム島と日本では予防接種の時期や種類、接種回数が異なります。(グアム島の方がやや早期、多数回) 学校、幼稚園への入学、入園時に義務付けられている場合もありますので、パブリック・ヘルス (Department of Public Health and Social Services) へお問い合わせ下さい。

(参考) 外国語／日本語併記母子健康手帳の入手方法のご案内

発行元：企画・編集：財団法人母子衛生研究会 (<http://www.mcfh.or.jp/>)

郵便番号：〒113-0034

住所：東京都文京区湯島1-6-8

電話：03-4334-1188

FAX：03-4334-1181

発行：母子保健事業団 (<http://www.mcfh.co.jp/>) (e-mail:info@mcfh.co.jp)

外国語種別：日英併記の他に、中国語、タガログ語、インドネシア語、ハングル語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語等併記の母子健康手帳を販売している。

※ 入手方法

- ① 日本国内において留守宅家族が母子保健事業団から直接、または書店を通じて購入する。但し、一般書店では取り扱っておらず、全て取り寄せとなりますので（通常2週間程度を要する）、取り寄せが可能かどうかにつきましては、事前に確認していただく必要があります。
- ② 紀伊国屋書店等日本書籍を扱う海外書店を通じた購入。
- ③ インターネット書店を通じた購入。

【紀伊国屋書店】 (<https://www.kinokuniya.co.jp>)

第4章 その他

1. 当館開館時間

米国祝日等を除く月～金、午前8時30分から午後5時15分まで
(午後0時30分より午後1時30分は昼休み)

閉館日の詳細日程はハガツニャ総領事館のホームページをご確認ください。

2. 領事窓口受付時間 (同上)

午前：午前8時30分～午後0時30分まで

午後：午後1時30分～午後4時30分まで

閉館時に当館へ緊急にご用件のある方は、当館の電話番号にそのままおかけ下さい。マイクロネシア・アシスタンス・インク (MAI) の担当者に対応し、必要がある場合には、当館職員に連絡されます。

3. 主な領事事務手数料【2020年1月1日現在 (通貨単位：米ドル)】 (毎年4月1日改訂)

(1) 旅券関係 (1週間後) (但し、当日が閉館日の場合はその翌日)

(新規・切替発給)

10年旅券 \$145

5年旅券 \$100

5年旅券 \$55 (12歳未満及び限定旅券 (緊急旅券含む))

(記載事項変更旅券) \$55

※再発給制度は廃止のため、全て新規発給になります。

(その他)

・渡航先の追加 \$15 (翌々日)

・査証欄の増補 \$23 (翌々日)

・帰国の為の渡航書 \$23 (翌日)

(2) 証明関係 (翌日の午後)

・在留証明 \$11

・出生・婚姻・離婚証明 \$11

・運転免許抜粋証明 \$19

・旅券所持証明 \$19

(3) 船舶関係 (翌日の午後)

・船員の雇入契約の公認 無料

・航行報告証明 \$12

(注) 戸籍及び国籍関係の諸届出には手数料はかかりません。

4. 在留届

「在留届」とは、外国で滞在する際のいわば住居登録であり、旅券法第16条により、『外国に住所又は居所を定めて3カ月以上滞在する人は、氏名や旅券番号、連絡先などを「在留届」として最寄りの在外公館に提出する』ことが定められています。

この在留届は、海外での行政サービスや緊急連絡時の基礎資料となり、以下のような具体的な必要性から、当総領事館では皆様から在留届の提出をお願いしています。

- (1) 緊急事態（テロ、大規模災害など）や事件、事故などが発生した際、在留邦人の安否の確認、日本の留守宅家族への連絡などを行います。
- (2) 在外選挙人名簿への登録申請を行う際に必要となる3ヶ月以上の居住事実を証明する書類の提示が在留届を提出することによって不要となります。
- (3) この他、旅券の切替えや戸籍関係、各種証明などの諸手続を行う場合にも在留届が提出されていることが条件となる場合があります。

※なお、在留届を既に提出された方でも、グアム島内での転居あるいは帰国、転出などの事由でグアム島から離れる際には、事前に当館まで連絡して下さい。転出等に伴う定型の届出用紙も当館で配布しておりますが、お急ぎの場合などには電話連絡だけでも構いません。

また、外務省ホームページからオンラインで在留届及び帰国届を行う事も可能です。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>

5. 管海事務

船舶関係の各種届出の受理

6. 海外子女教育

- ・ グアム日本人学校（電話：+1-671-734-8024）

<http://japaneseschoolguam.com/>

- ・ グアム補習授業校（電話：；1-671-734-8025）

<http://japaneseschoolguam.com/>

（英文、日本人学校と補習授業校の情報掲載）

※ 入学手続については、直接学校事務局までお問い合わせ下さい。

- ・ 海外子女教育用指定教科書の無償配布事業

※ 日本国籍を有し、海外に長期滞在する義務教育全学齢子女が対象です。

※ 日本人学校及び補習授業校に在籍される方であっても、上記無償配布事業対象者以外は対象となりません。

7. 在外選挙制度

平成18年6月の公職選挙法の一部改正により、海外在住の皆様が、従来からの比例代表選挙に加え、衆議院議員小選挙区選挙、参議院議員選挙区選挙、補欠選挙及び再選挙への投票ができるよう在外選挙の対象が拡大されました。

ただし、海外で投票を行っていただくためには、これまで通り、あらかじめ在外選挙人名簿へ登録し、在外選挙人証を取得することが必要です。登録を希望される方は、下記を参照のうえ、当館窓口へお越し下さい。

- (1) 在外選挙人名簿への登録資格

ア 日本国内市区町村に海外転出の届けをし、住民票の登録が日本国内にない方

イ 年齢満18歳以上で、日本国籍を有する方（重国籍者も登録資格がありますが、日本国籍を失った方は対象になりません。）

ウ 当館管轄区域内（グアム島、北マリアナ諸島）に引き続き3ヶ月以上住所を有する方。

（2）必要書類

ア 本人確認のための書類

原則として有効な旅券を呈示していただきます。

※ ただし、滞在許可の更新等で旅券を政府機関に預けている等の理由で旅券をお持ちでない場合は、自動車運転免許証、グアムID、グリーンカード等を提示していただきます。

イ 当館管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有することを証明する書類（ただし、在留届を提出済みの方は不要）

（3）申請に伴う注意事項

ア 申請者は、本人又は同居家族（在留届の氏名欄及び同居家族欄に記載されている方）に限ります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

イ 転出届が未提出の方は、市町村役場で申請を行ってください。（注1）ウ 在外選挙人証の交付まで、おおむね2ヶ月程度が見込まれています。

（注1）出国時申請について

在外選挙人名簿への登録申請は上記に記載した領事館窓口での手続きのほか、国内の市町村役場窓口において国外への転出届を提出する際にも登録申請をすることができます。詳しくは各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせ頂くか、下記総務省ホームページをご参照下さい。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

（4）在外公館投票

ア 投票場所

当館内に設ける投票記載場所

イ 投票の際に持参していただく物

- ・在外選挙人名簿への登録後に交付される在外選挙人証
- ・旅券又はグアム運転免許証など写真入りの身分証明書

ウ 参考

・在外公館投票は、投票記載場所を設ける世界各地のわが国の在外公館（大使館、総領事館など）において在外選挙人証及び身分証明書を提示することで投票が可能です。

・この他、日本に一時帰国した際などに不在者投票所で投票する『帰国投票』も認められます。

※ 詳細については、当館領事班までお問い合わせ下さい。

（5）郵便投票

ア 投票用紙の交付は、任期満了の60日前から、または、衆議院の解散の場合には解散の日から交付を行いますので、郵便の所要日数を勘案して、早めに請求してください。

イ 「投票用紙等請求書」は選挙期間中に総務省ホームページ等からダウンロード（外務省のホームページにも掲載されます）して必要事項を記入してください。もしくは適当な用紙に「投票用紙等請求書」と同様の事項をお書きいただいても結構です。

ウ 「投票用紙等請求書」を「在外選挙人証」と共に登録先の選挙管理委員会宛に郵送して投票用

紙等関係書類を請求して下さい。(選挙管理委員会の住所は、「在外選挙人証」に書いてあります。なお、送料はご負担いただくことになっております)

エ 登録先の市区町村選挙管理委員会から、投票用紙等関係書類が送付されます。その時に「在外選挙人証」も返送されます。

オ 投票用紙等関係書類が届きましたら在外選挙投票開始日(公示日の翌日)以降、必要事項を記入し、登録先の市区町村選挙管理委員会に郵送してください。(送料はご負担いただくこととなります) 選挙公示前に記入した場合や、郵送した投票用紙が国内の投票日の午後8時までに選挙管理委員会に届かなかった場合は、せっかくの投票が無効になってしまいますので、ご注意下さい。

8. 運転免許証関係

(1) グアムの運転免許証

グアム島内では、日本の運転免許証で入国日から30日間は運転できます。

グアムに長期滞在する方は、グアムの運転免許証の取得が必要です。運転免許証の取得方法は、日本の自動車運転免許証を取得してから5年以上の場合、以下のとおりです。(5年未満の場合、実技試験免除にはなりませんので、当地の自動車学校を卒業する必要があります。)

※ 国際運転免許について

日本で発行された国際運転免許証について、グアムでは、観光客、居住者問わず、使用できるのは入国から30日間で限度であることから、当地では国際運転免許証は必要ありません。

ア 必要書類

- ・有効な日本国旅券
- ・有効な日本国自動車運転免許証(普通自動車免許を取得してから5年以上のもの)
- ・日本国自動車運転免許証の抜粋証明(当館で発給)
- ・社会保障番号(SSN: Social Security Number)

※ 社会保障番号(SSN)を取得できない場合は、社会保障番号の申請先から受理できない旨のレターを取得することが必要です。

- ・居住地を管轄する村役場(Mayer Office)発行の居住証明書(Residence Certificate)

※その他、個別の状況により、出生証明書、婚姻証明書等が求められる場合があります。

イ 申請先

Department of Revenue & Taxation

Motor Vehicle Division/ Driver's License Branch (<https://www.guamtax.com/about/mvd.html>)

電話: 635-7651(バリガダ)/636-7666(ハガッニャ)

申請受付時間: 月~金曜日(祝祭日を除く) 午前8時~午後4時まで

(申請受付を除く問い合わせは午後5時まで)

ウ 試験の種類

視覚試験(申請時)、筆記試験(申請時に試験日を予約する)

エ 試験日程と試験場所

- ・筆記試験は隔週金曜日、グアム大学構内にて実施されます。試験は1日で複数回行われますが、

時間割については頻繁に変更されますので、申請時に最新の時間を確認して下さい。

- ・試験は予約制になっておりますので、申請時に指定された日時にグアム大学で受験して下さい。
- ・日本語での受験も可能ですので、希望される方は申請時に申し込んで下さい。

オ 試験費用

日本語の試験は35ドル、英語の試験は15ドル（予告なく変更される場合があります。）

カ 試験結果

試験の可否は翌週の月曜日（当日が祝祭日の場合は火曜日）にグアム大学構内で合格者名が掲示されるほか、下記のグアム大学ホームページからも確認できます。（<https://www.uog.edu/professional-international-programs/exam-results.php>）。合格後、運転免許証発給申請書を Motor Vehicle Division の窓口で提出し、免許証発行料を支払うとグアム政府発行の自動車運転免許証が即日発行されます。

25ドル（3年）

25ドル（1年）※社会保障番号のない方

45ドル（5年）

※ 尚、試験日程、料金等につきましては、予告なく変更されることがありますので、事前に試験場へお問い合わせ下さい。）

キ SSNの申請先

○社会保障番号（SSN）申請先

Social Security Office in Tiyan Barrigda,

TEL : +1-800-772-1213（米国内フリーダイヤル）

月、火、木、金曜日（連邦の祝祭日を除く）午前8時～午後3時まで

水曜日 午前8時～午前11時まで

(2) 日本に帰国後の日本の運転免許証の取扱い

ア 外国の運転免許証から日本の運転免許証への切替（道路交通法第97条の2）有効な外国の運転免許証を持つ方で帰国後、日本の運転免許証に切替える場合、学科試験及び技能試験が免除され、適性検査のみで取得できます。但し、以下の切替条件を満たす必要があります。

- ・外国免許の取得後、当該国の滞在期間が通算して3ヶ月を越えていることを証明できること。
- ・切替申請時、当該外国免許が有効であること。

イ 有効な日本の運転免許証を一時帰国の際に更新する場合、外国に生活の本拠があり、一時帰国した際に運転免許証を更新する方は、新たに住民登録をする必要はなく、一時的な居所（滞在ホテル、実家等）を住居地として、免許証の更新申請を行うことができます。この場合、一時滞在先を確認するためにホテル滞在証明書などが必要です。

また、更新時講習の受講が義務付けられています。

ウ 帰国時に日本の免許証が既に失効している場合

- ・所持する日本の運転免許証が失効後6ヶ月以内の場合、適性検査のみ受ける必要があります。
- ・失効後6ヶ月を経過している場合、帰国後1ヶ月以内に旅券などを提示し、国外居住のため免許証の更新が出来なかった旨を証明する必要があります。この場合、学科試験及び技能試験は免除されますが、適性検査が必要です。

・失効後3年以上経過している場合、技能試験のみが免除され、学科試験及び適性検査が必要となります。

(3) シートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務について

グアムでは2010年1月1日より、後部座席も含め車内にいる全ての同乗者にシートベルトの着用が義務づけられることになりました。また、子供には、年齢や身長によって形の異なるチャイルドシートの使用も義務化されました。

子供を同乗させ自動車を運転される際は、運転手の方は、以下の点に注意していただき、同乗者に適切な措置をとっていただくようお願いします。〈出典：米国国家道路交通安全局 HP〉

○新生児～1歳（又は体重20ポンド（約9kg）まで）

後部座席で後方に向けて設置する幼児専用シート（リアフェイシングシート）を使用すること。

○1歳～3歳（体重20ポンド（約9kg）～40ポンド（約18kg）まで）

後部座席で前方を向いて設置する幼児専用シート（フォワードフェイシングシート）を使用すること。

○4歳～7歳（又は身長4.9フィート（約150cm）以下、又は体重40ポンド（約18kg）以上）

後部座席で前方を向いて設置する幼児専用シート（フォワードフェイシングシート）又は座面のみの幼児専用シート（ブースターシート）を使用すること。

○8歳～12歳（又は身長4.9フィート（約150cm）以上）

膝ベルトと肩ベルトが付いた座面のみの幼児専用シート（ブースターシート）を使用すること。なお、肩ベルトが首や顔に引っかかったり、膝ベルトが中腹部（胃の辺り）に当たるような装着はしないよう注意すること。

※チャイルドシートの安全検査をDPW (Department of Public Works) のハイウェイセイフティ部が無料で行っています。無料検査の予約は電話646-3229又は647-3215まで。

9. 緊急連絡先一覧

- ・警察、消防、救急の緊急電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・911
- ・グアム警察本部（代表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・472-8911
- ・ハガツニャ（中央）分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・475-8537／8541
- ・デデド（北部）分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・632-9808／9811
- ・アガット（南西部）分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・475-8642
- ・タモン／タムニング分署・・・・・・・・・・・・・・・・・・649-6330／9526
- ・グアム空港警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・646-0308

※ 盗難・紛失届は管轄に関係なく、上記分署で受理されます。なお、盗難や紛失による旅券の再発給や渡航書の発給申請には、現地警察が発行する盗難（紛失）届受理証明書が必要です。

- ・米国沿岸警備隊 (U. S. Coast Guard) ・・・・・・・・・・・・・・・・564-8724／355-4905
FAX 355-4822
- ・米国移民局メイン・オフィス（バリガダ）・・・・・・・・・・・・800-375-5283
- ・税関・国境警備局（空港）・・・・・・・・・・・・・・・・642-7611
- ・ハガツニャ留置場・・・・・・・・・・・・・・・・・・472-0565

・グアム・ホームランド・セキュリティー・・・・・・・・・・ 475-9600

FAX: 477-3727

・米国運輸保安庁 (TSA)・・・・・・・・・・・・・・・・ 642-7651

FAX: 642-7645

・モーターヴィークルディヴィジョン (免許の申請) 635-7651/636/7666

・グアム記念病院 (GMH)・・・・・・・・・・・・ 647-2555/2554 (代)

・グアム・リージョナル・メディカル・シティ病院・・・・・・・・ 645-5500

・マイクロネシア・アシスタンス・インク (MAI)・・・・・・・・ 649-8147

※ MAIでは24時間体制で医療支援や日本語通訳サービスなどを有料で行っています。また、当館閉館時における緊急連絡先でもあります。

・グアム旅行者クリニック (タモン交番隣のテナントビル内)

・ 647-7771/488-6500

※ 米国医師免許を有する日本人医師によるクリニックです。

・グアム日本人会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・ 646-8066

FAX: 646-8067

・グアム・パワー・オーソリティ (電力)・・・・・・・・ 647-5787~9

(緊急) 475-1472~4

・グアム・ウォーター・オーソリティ (水道)・・・・ 647-7800/7803

・パブリック・ヘルス・・・・・・・・・・・・・・・・ 735-7173

・電話サービス

電話番号案内 411

時報 511

天気 211

・航空会社

ユナイテッド航空・・・・・・・・・・・・・・・・ 645-8595/8311

チケットオフィス: 645-8600

日本航空・・・・・・・・・・・・・・・・ 642-6421/2/4

FAX: 642-6429

防犯マップ (タモン地区, タムニン地区)

